

社会福祉法人ラヴィータ 評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ラヴィータ（以下「この法人」という。）の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、法人業務を行う者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 常勤の理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額
- (2) 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 常勤の理事に対する報酬は、毎月15日（ただし、その日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。
- (2) 非常勤の役員および評議員に対する報酬は、理事会または評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- (3) 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (4) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、令和元年12月25日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000円

・常勤の理事の報酬月額は、別表の俸給表のとおりとする。

別表第2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

*上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。

(2) 監事

	日額
監事監査等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

*上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。

別表第3（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

*上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。